

名抄には、湊和名三奈止とあり、俗にも此字を用ふ。

〔古事記上〕於是大穴牟遲神、教告其菟、今急往此水門、以水洗汝身、即取其水門之蒲黃敷散而、輾轉其上者、汝身如本膚必差。略下

〔古事記傳十〕上に云る如く、水門は河の海に落る戸口にて、河と海との交際サカヒなるが、此は眞水マコトミヅを用ひむ爲に、水門と云るなれば、河方へよりて、潮の交らぬ所とすべし、然らばたゞに河とこそ云べきを、まぎらはしく水門と云るは、いかにと云に、此處は海邊なれば、河即水門なればぞかし。

〔萬葉集三〕雜歌、高市連黑人羈旅歌八首略七  
吾船者、牧乃湖爾、榜將泊、與部莫避、左夜深去來、

若湯座王歌一首  
葦邊波、鶴之哭、鳴而湖風寒、吹良武津乎能、埼羽毛、

〔萬葉集抄二下〕阿波國にみなとあり、中湖といふは、牟夜戸與咲湖中ニあるが故に、中湖を名とす、阿波國の風土記にみえたり、

開港

〔亞墨利加國條約并稅則〕帝國大日本大君と、亞墨利加合衆國大統領と親睦の意を堅くし、且永續せしめんために、兩國の人民貿易を通ずる事を處置し、且交際の厚からん事を欲するがために、懇親及び貿易の條約を取結ぶ事を決し、日本大君は、其事を井上信濃守岩瀬肥後守に命じ、合衆國大統領は、日本に差越たる、亞墨利加合衆國のコンシユルゼテラール官名トウンセントハルリス名に命じ、雙方委任の書を照應して、下文の條々を合議決定す。略中

第三條

下田箱館の港の外、次にいふ所の場所を左の期限より開くべし、